

自動車・同部品関税の概要

- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、4月3日より自動車、5月3日より自動車部品に25%の追加関税を発動した。
- 日本に対する自動車・同部品への追加関税率は、米国東部7月22日の日米合意で一般税率（MFN税率）を含めて15%とすると発表された。

追加関税率

25% (注) ※日本に対する追加関税率は**15%で合意**
(15%にはMFN税率を含む)

適用開始時期

自動車：米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品
自動車部品：米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品

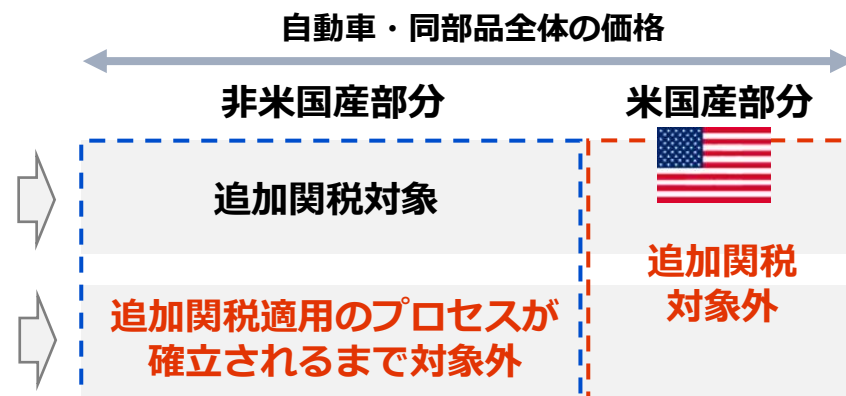
対象品目

自動車：乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック
自動車部品：エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車

USMCAの自動車原産地規則を満たす
自動車部品



自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01 8703.23.01 8703.24.01 8703.31.01 8703.32.01 8703.33.01 8703.40.00
8703.50.00 8703.60.00 8703.70.00 8703.80.00 8703.90.01 8704.21.01 8704.31.01
8704.41.00 8704.51.00 8704.60.00

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

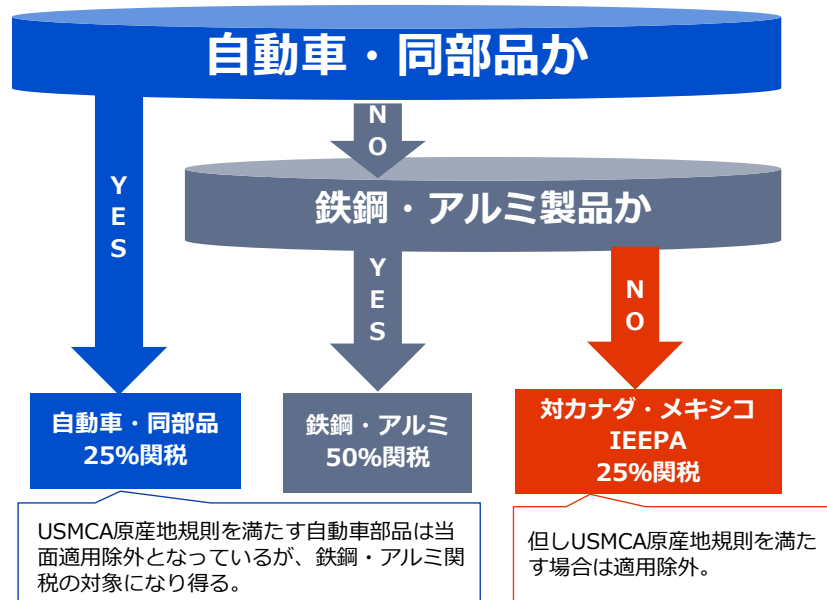
4月2日発表：自動車（関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている）

5月1日発表：自動車部品（関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている）

自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。6月3日付の大統領布告で、累積停止の判定フローが修正された。

追加関税率累積停止の概要



自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させることが目的。
 - 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用できる。具体的な申請方法は、発令から30日以内に商務長官が定める。自動車メーカーが商務長官に提出する書類には
1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額
 4. 相殺額を使用する資格を有する輸入業者

などの情報が含まれる。米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし

- ある品目が上記3つの関税のうち2以上に該当する場合を前提とした際の判定フローとなる。
- なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく中国に対する追加関税も累積が継続される。